

別記
第1号様式(第14条関係)

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事	平成 28 年 7 月 15 日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府福知山市長田野町1丁目29番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 浅田可鍛鑄鉄所 取締役副社長 浅田 博史

環境マネジメントシステムの名称	環境マネジメントマニュアル AEMS (ISO14001:2004)
適 用 範 囲	株式会社 浅田可鍛鑄鉄所 本社工場及び三和工場
導 入 年 月 日	2001年 11月 18日
認 証 番 号	JAERO292
基 本 方 針	1. 環境関連の法令・条例・協定を遵守する 2. 自主的に目的・目標を掲げ目標達成のために努力する。3. 事業活動が環境に影響を及ぼさないよう継続的改善に努力する1) 資源・エネルギーの削減に努める 2) 発生する廃棄物の削減とリサイクル化に努める3) システムの改善を図り、環境汚染の予防に努める 4. 従業員の環境保全意識と改善能力の向上を目指す
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	1. 電力原単位の前年度比1%の改善 2. 廃棄物排出量の前年度比10%削減 その他、社長が作成する会社方針(個別目標あり)による
目標を達成するための取組の内容	「会社方針」参照
目標を達成するための取組の進捗状況	年2回社長ヒヤリングがあり、その時にプロジェクトリーダーから活動の成果報告をして評価される。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	別紙「見直しのための情報」参照
事業活動に係る法令の遵守の状況	年度内2回実施の内部監査にて、法令順守の状況確認が行われ、年度末にも総務課にて状況まとめが行われる。また、年1回外部機関による定期審査を受けその時点でも法令順守の確認がある。これまで違反及び行政当局からの指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	①今年、新しく中期3ヶ年の方針を策定する年に当たり、毎年の目標と絡めて中期3ヶ年基本方針(会社方針)を策定したので、3年を見据えた取り組みをすること。②ISO14001も2004年版から2015年版に移行するので対応のこと。要望としては、生産量低下により原単位が落込んだが、そのようなときも原単位悪化しないよう努力すること。 (「見直し結果記録」参照)

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。